

第25回たつの市農業委員会総会（12月定例会）議事録

令和7年12月23日（火）午前10時から第25回たつの市農業委員会総会（12月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員17名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 2名

局 長	大野 泰弘	副主幹	近藤 由香
-----	-------	-----	-------

1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）

あいさつ（内容省略）

2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

只今から第25回たつの市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は17名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、5番福田敏和委員、6番河井由一委員からは、欠席の届出を受けています。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の

上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、13番岩田きん子委員、14番井上親志委員にお願いします。

（「はい」）との声

次に、日程第2「議案第157号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第157号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が7件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、神岡町■■■■、■■■■及び■■■■の登記地目・畑、現況は宅地、合計面積は306㎡でございます。願い出人は、■■■■、■■■■、平成2年に居宅及び付属建物の建築敷地として使用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の願い出地は、新宮町■■■■及び■■■■の登記地目・田、現況は山林及び原野、合計面積は1,360㎡でございます。願い出人は、■■■■、■■■■、25年前には、山林及び原野化し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、山林及び原野であると判断しました。

また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3 件目の願い出地は、新宮町[]、[]、[]及び[]の登記地目・田及び畑、現況は宅地、合計面積は 1,683 m²でございます。願い出人は、[]、[]、昭和 56 年 4 月に事務所、書庫及び寄宿舍の建築敷地として使用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、建物の全部事項証明書により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

4 件目の願い出地は、揖保川町[]の登記地目・田、現況は宅地、面積は 76 m²でございます。願い出人は、[]、[]外 1 名、50 年前頃から農業用倉庫の建築敷地として使用し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

5 件目の願い出地は、御津町[]の登記地目・田、現況は雑種地、面積は 642 m²でございます。願い出人は、[]、[]、昭和 50 年以前に国道整備と併せて地上げし、農地利用なく、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

6 件目の願い出地は、御津町[]の登記地目・田、現況

は宅地、面積は 87 m²でございます。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、昭和 51 年頃に農業用倉庫の建築敷地として使用し、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 16 年撮影の空中写真及び地元自治会長の証明により確認し、宅地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

7 件目の願い出地は、御津町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、及び [REDACTED] の登記地目・畑、現況は山林、合計面積は 3,534 m²でございます。願い出人は、[REDACTED]、[REDACTED]、20 年以上前から耕作放棄により山林化し、現在に至っており、この度、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20 年以上農地でないことは、平成 11 年撮影の空中写真により確認し、山林であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 157 号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第 3「議案第 158 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、9 件目の番号 1169 については、[REDACTED] 委員に関する事項を含んでおり、11 件目の番号 1162 については、[REDACTED] 委員に関する事項

を含んでおります。

農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事参与が制限されますので、先にこれ以外の案件を審議することといたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 158 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 15 件出ておりますが、9 件目の番号 1169 及び 11 件目の番号 1162 を除いて、先にご説明いたします。

1 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 2,529 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が困難なため、地域で耕作をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、水稻を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有またはリースする予定であり、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の畑で、面積は 122 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいため、地域で耕作をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜及び果樹を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有またはリースする予定であり、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ

ます。

3 件目の申請地は、掛保町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 1,644 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は耕作地から離れて居住しており耕作管理が難しいため、地元で耕作面積を増やしたいと考えている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の申請地は、神岡町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は 1,938 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいため、地元で耕作面積を増やしたいと考えている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] 及び [REDACTED] の田で、合計面積は、7,510 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいため、地域で耕作をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、水稻、落花生及び果樹を作付けする営農計画をたてており、

必要な農機具も所有またはリースする予定であり、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は、1,196 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [REDACTED] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、令和6年12月定例会における同譲受人についての詳細説明のとおり、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

7 件目の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は、2,394 m²、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は仕事が忙しく耕作管理が難しいため、地域で農業経営を拡大したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、市内で耕作しており、必要な農機具も所有またはリースしているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8 件目の申請地は、[REDACTED] の田で、面積は、2,733 m²、

譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいため、地域で農業経営を拡大したいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、市内で耕作しており、必要な農機具も所有またはリースしているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

10 件目の申請地は、新宮町[REDACTED]の田で、面積は、676 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は相続したが、県外居住で耕作管理が難しく、相続前から耕作管理し所有権移転仮登記をしていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有またはリースしているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

12 件目の申請地は、御津町[REDACTED]の田で、面積は、5,269 m²、譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]、譲渡人は市外居住で耕作管理が困難なため、現在耕作を手伝ってきた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、姫路市で農業を営んでおり、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

13 件目の申請地は、御津町 [] の田で、面積は、2,229 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は [] により [] が当該地の譲渡先を探していたところ、地元で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

14 件目の申請地は、御津町 [] 及び [] の田で、合計面積は、518 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいため、新たに果樹等で耕作したいと考えている譲渡人に、農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、果樹を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

15 件目の申請地は、御津町 [] の田で、面積は、286 m²、譲受人は []、譲渡人は []、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいため、近隣地に居住し新たに耕作をしたいと考えている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、露地野菜を作付けする営農計画をたてており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第158号」は、番号1169及び番号1162を除き、原案のとおり承認することに決しました。

次に9件目の番号1169についてですが、 委員に関する案件となりますので 委員には、一時退出をお願いします。

（ 委員 退出）

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

申請地は、新宮町 の田で、面積は1,120 m²、譲受人は 、譲渡人は
 、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいため、以前から耕作管理をしている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので

許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 158 号」、番号 1169 は、原案のとおり承認することに決しました。

(委員 入室)

次に 11 件目の番号 1162 についてですが、[REDACTED] 委員に関する案件となりますので [REDACTED] 委員には、一時退出をお願いします。

(委員 退出)

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

申請地は、揖保川町[]、[]及び[]の田及び畑で、合計面積は 1,479 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は市外居住で耕作管理が難しいため、地元で耕作面積を増やしたいと考えている譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので

許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 158 号」、番号 1162 は、原案のとおり承認することに決しました。

([REDACTED]委員 入室)

次に、日程第４「議案第１５９号 農地法第３条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 159 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が2件出ておりますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、神岡町[]の畑で、面積は、168 m²、譲受人は[]、譲渡人は[]、譲渡人は県外居住で耕作管理が難しいため、隣接地を耕作している譲受人に、農地を贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の申請地は、揖保川町 [REDACTED] の田で、面積は、581 m²、
譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]
[REDACTED] (持分 2 分の 1)、譲渡人
は県外居住で耕作管理が難しいため、現在耕作管理している親族で
ある譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございま
す。

譲受人は、水稻を作付けする営農計画をたてており、必要な農機
具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込
まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕
作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められ
ます。

よって、農地法第 3 条第 2 項の不許可の要件に該当しませんので
許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議あ
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 159 号」は、原案のとおり承認する
ことに決しました。

次に、日程第 5「議案第 160 号 農地法第 5 条の規定による使用
目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題とい
たします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 160 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所
有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 1 件でしておりますので、ご説明いたします。

申請地は、御津町[]の田で、面積は 168 m²、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ近距離に 2 以上の教育施設、医療施設等が存在する第 3 種農地(3- (1)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が[]、譲渡人は[]、転用目的は、現在、[]の市営住宅に住んでいるが、子どもの通学の利便性を考え、小学校近くに漁業者住宅を建築するものでございます

土地の造成期間は許可後から 60 日間、住宅の建設期間は、造成後 180 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果から、必要な資金が準備できることを確認しました。

開発許可等不要証明申請等、他の法令による手続きは申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地地権者の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 160 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 6「議案第 161 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 161 号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、市から意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うのは、全 13 筆、設定面積の合計は 15,801 m²でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 161 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 162 号 地域計画策定案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 162 号 地域計画策定案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により、本市が地域計画を策定するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求めるものでございます。

本件につきましては、令和 7 年度 2 月定例会以降、地域計画策定案について審議し、「異議なし」として意見を附し、現在、76 地区の地域計画が策定済みとなっております。

この度、新たに、神岡町横内地区、寄井地区の合計 2 地区につきまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項の規定により地域計画を策定するため、同法第 19 条第 6 項の規定に基づき、委員会へ意見を求められているものでございます。

地域計画については、地域の農業の将来の在り方及び将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する 10 年後の目標等を定め、地域が地域の農業を今後どうしたいのかという意思表示を表すものです。

なお、今後の流れとしては、1 月中旬に 2 地区の計画案の公告及び縦覧を 2 週間行い、1 月末に計画策定の予定です。また、策定した計画については、これで計画が終了するのではなく、毎年内容を見直す予定です。

また、未策定の地域についても引き続き地域と策定に向けて協議を行い、計画を進める予定です。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 162 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 8「議案第 163 号 地域計画変更案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（近藤由香君）

「議案第 163 号 地域計画変更案に対する意見について」

本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 5 項の規定により、本市が地域計画を変更するにあたり、同法第 19 条第 6 項の規定により、たつの市長より農業委員会へ意見を求めるものでございます。

地域計画の変更予定地区である小神地区につきましては、2 月定例会において地域計画策定案について審議し、「異議なし」として意見を附し、現在、地域計画策定済みとなっている地区です。

変更理由については、対象農地の一部について地域計画から除外し、農地転用するためのもので、揖西町小神 [REDACTED]、[REDACTED] の農地を目標地図の区域外とするものです。

今後の流れとしては、1 月中旬に小神地区の変更案の公告及び縦覧を 2 週間行い、1 月末に計画変更の予定です。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり。)

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 163 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時48分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 1 2 月 2 3 日

たつの市農業委員会議長
(会 長)

議事録署名委員
(13 番 岩田さん子委員)

議事録署名委員
(14 番 井上親志委員)